



労働基準法に関する届出手続について

－ 令和4年（2022年）12月6日（火）－

名古屋南労働基準監督署

労働基準法に関する届出手続について

■ 内容 ■

- 1 時間外・休日労働に関する協定届の書き方と届出方法
- 2 中小企業に適用される割増賃金率引上げにともなう手続

1 時間外・休日労働に関する協定届の書き方と届出方法

1-1 36協定届とは？

1-2 36協定届の作成・届出手続

a 届出事由 *b* 届出期日 *c* 届出単位 *d* 届出先

e 届出様式 *f* 届出方法 *g* 届出部数 *h* 記入方法

1-3 Q & A

1-4 お願い

36協定届 = 刑事免罰効果

労働時間の三原則

第**1**原則 **1週間**の労働時間は、**40時間**を超えてはならない

第**2**原則 **1日**の労働時間は、**8時間**を超えてはならない

第**3**原則 **1週間**に**1日**以上の**休日**を確保しなければならない

守らなかった場合は

労働基準法違反!!



6か月以下の懲役
30万円以下の罰金

手続フロー



1-2 36協定届の作成・届出手続

届出事由 ▶ 法定**時間外労働**・法定**休日労働**を行わせる場合

届出期日 ▶ **あらかじめ**
(法定時間外労働・法定休日労働を行わせる**より前**)

届出単位 ▶ **各事業場** (支店・支社・工場・営業所 など)

届出先 ▶ **各事業場を所轄する労働基準監督署**
(**監督部署** : 方面・監督課・監督安衛課 など)

届出様式 ▶ 労働基準法**施行規則**に定める**様式**

届出方法 ▶ 【**電子申請**】 or 【**紙媒体提出** (**窓口提出**・**郵送**) 】
【郵送】の場合、切手貼付の返信用封筒を同封してください。

----- 【**紙媒体提出**】の場合 -----

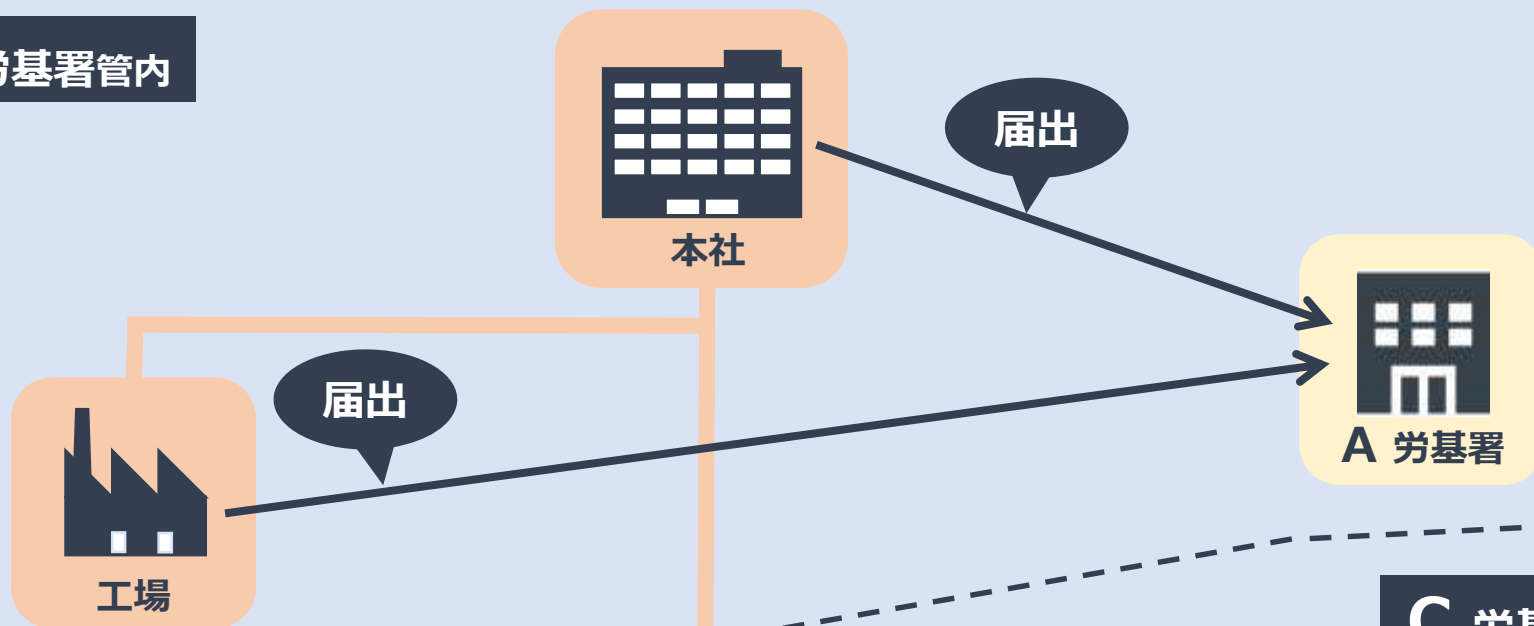
届出部数 ▶ **2部** 【**届出用**】 + 【**控用**】

【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

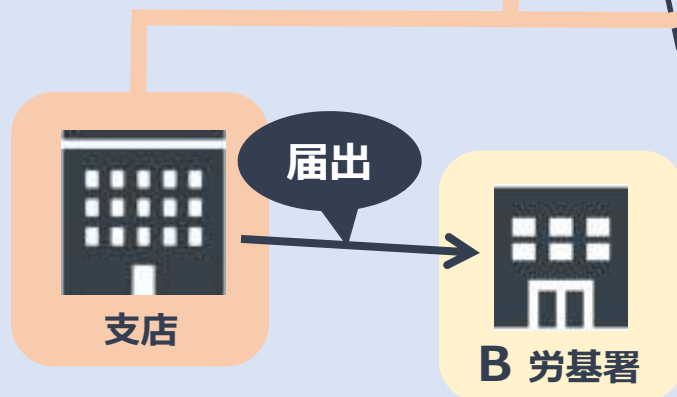
届出単位・届出先

各事業場単位で、所轄労基署へ届出

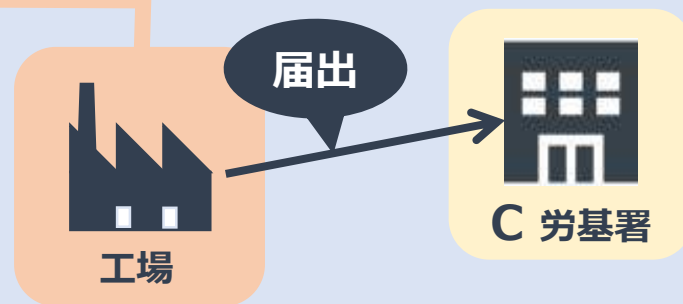
A 労基署管内



B 労基署管内



C 労基署管内



届出先 (愛知県内)

事業場の所在地	届出先労基署 (部署)	所在地
名古屋市 (港・南・中川)	名古屋南署 (方面)	〒455-8525 名古屋市港区港明1-10-4 【2階】
名古屋市 (北・東・中・守山) ・春日井市・小牧市	名古屋北署 (方面)	〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合庁 【8階】
名古屋市 (千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・天白・名東) 豊明市・日進市・愛知郡	名古屋東署 (方面)	〒455-8525 名古屋市天白区中平5-2101 【2階】
豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡	豊橋署 (方面)	〒440-8506 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 【6階】
名古屋市 (西・中村) ・北名古屋市・清須市・西春日井郡	名古屋西署 (方面)	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37 【2階】
岡崎市・額田郡	岡崎署 (方面)	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合庁 【5階】
西尾市	西尾支署 (監督係)	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13 【2階】
一宮市・稲沢市	一宮署 (方面)	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎 【2階】
半田市・常滑市・大府市・知多市・東海市・知多郡	半田署 (方面)	〒475-8560 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎 【3階】
刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	刈谷署 (方面)	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎 【3階】
豊田市・みよし市	豊田署 (方面)	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2 【2階】
瀬戸市・尾張旭市・長久手市	瀬戸署 (監督係)	〒489-0881 瀬戸市熊野町100 【2階】
津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	津島署 (監督係)	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4 【2階】
江南市・犬山市・岩倉市・丹羽郡	江南署 (監督係)	〒483-8162 江南市尾崎町河原101 【2階】

届出様式

(使用様式の選択)

令和3年4月1日以降の届出から

①押印マークの削除（押印原則の見直し対応）

②チェックボックスの新設（労働者代表の適格性確認強化）

START

適用猶予業務・業種ですか？

自動車運転業務

医師

建設事業
(含 交通誘導警備業務)

該当しない

様式9号の4

⑤事業場外みなし協定付記 → 様式9号の5

⑥労使委員会決議届 → 様式9号の6

⑦労働時間設定改善委員会決議届 → 様式9号の7

適用除外業務ですか？

新商品・新技術の研究開発業務

該当しない

様式9号の3

解 説

様式9号

様式9号の2

【2枚1組】

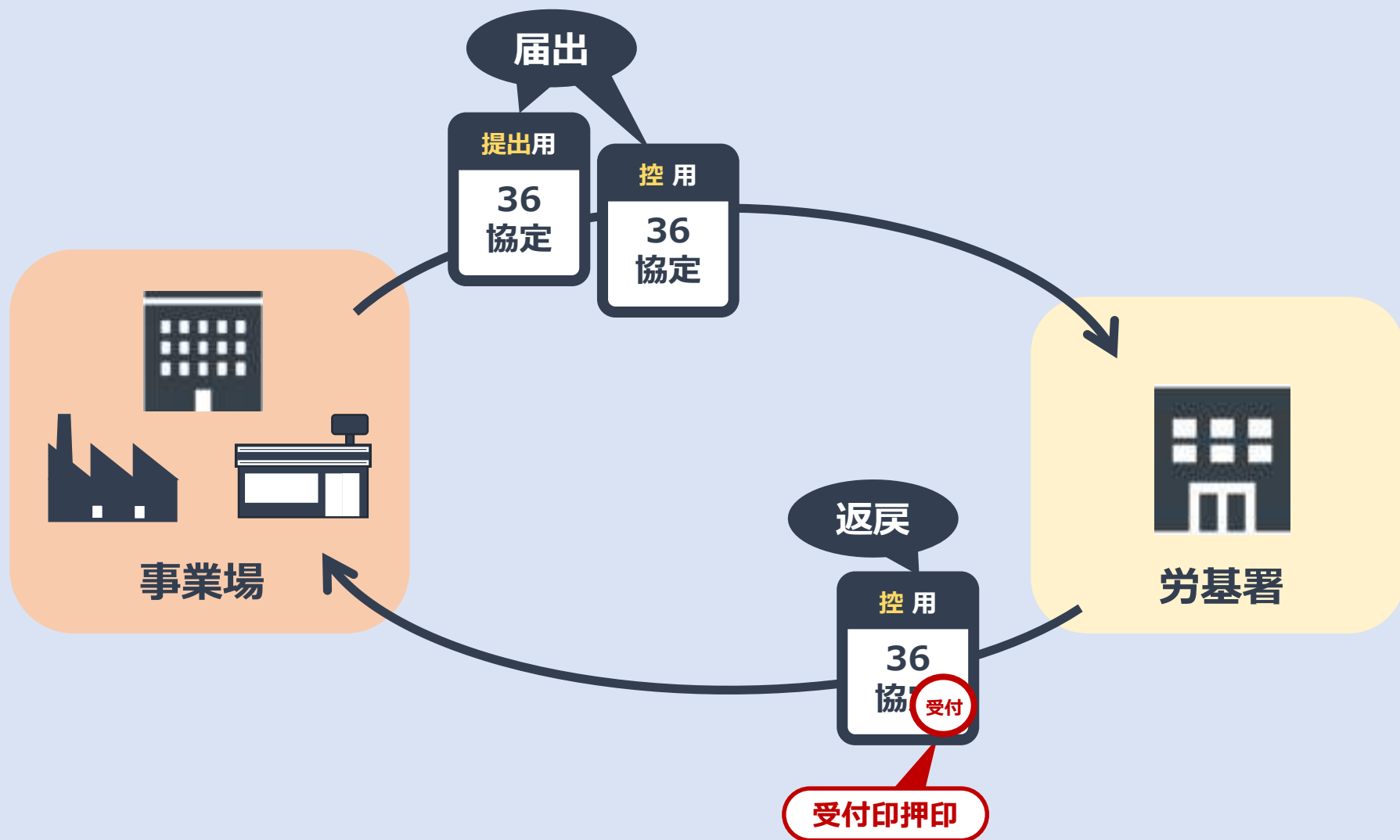
特別条項は
ありますか？

ない

ある

届出部数

2部【提出用】 + 【控用】 を届出



【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

A

事業場特定情報

B

有効期間

C

協定内容

D

遵守確認

時間外労働協定

休日労働協定

H

届出手続情報

G

協定締結情報

記入方法

様式第9号の2

1枚目

A

事業場特定情報

B

有効期間

時間外労働協定

休日労働協定

C

協定内容

D

遵守確認

2枚目

E

特別条項

特別条項

F

遵守確認

H

届出手続情報

G

協定締結情報

労働保険番号

[illegible]

Point

- ① 届出する「**対象事業場**」の**労働保険番号**（**11桁 or 14桁 or 18桁**）を記入
- ② **二元適用事業**の場合、雇用保険ではなく「**労災保険の番号**」を記入
- ③ （暫定**任意適用事業**の場合）「**労災保険に加入している場合**」に記入

「加入していない場合」は、記入不要

**個人経営で、常時労働者を使用しない
年間使用延べ労働者数300人未満の林業**

継続一括事業の「整理番号（4桁）」を記入

「枝番号（3桁）」がある場合に記入

労働保険番号

都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

[illegible]

事業の種類

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類

事業の名称

事業の所在地（電話番号）

協定の有効期間

Point

① 「対象事業場」の業種を記入（企業本社の業種を記入するものではない。）

② 複数の事業を行っている場合、「主な業種」を記入（1事業場＝1業種）

記入例

製造業

建設業

土石採取業

貨物運送業

林業

小売業

卸売業

旅館業

タクシー業

理容業

美容業

銀行

保険業

自動車教習所

病院

診療所

社会福祉施設

通信業

学習塾

飲食店

清掃業

人材派遣業

警備業

その他の事業

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。

[チェックボックスにチェック]

事業の名称

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類

事業の名称

事業の所在地（電話番号）

協定の有効期間

Point

① 法人は「**法人名**」を、**個人事業**は「**屋号・店舗名**」を記入

記入例

事業の名称
喫茶ひまわり

②（上位組織がある場合）最上位の組織から**組織階層順**に記入

記入例

事業の名称
日本商事株式会社 名古屋支社 南営業所

③（**本社**等の場合）「**本社**」等と併記

記入例

事業の名称
日本海工業株式会社 **本社**

①**企業名** → ②**支社名** → ③**営業所名**の順に記入

事業の所在地（電話番号）

① 「対象事業場」の所在地を記入

記入例

事業の所在地（電話番号）

(〒123-4567) ○▽◇市△□町1-2-3

《担当：総務課 ○○》（電話番号 9876-54-3210）

問い合わせの必要が生じた場合のため

② 「担当部署・担当者名」を記入

③ （担当者が本社所在の場合）「本社の担当部署・担当者名（電話番号）」を併記

記入例

事業の所在地（電話番号）

(〒123-4567) ○▽◇市△□町1-2-3（電話番号 9876-54-3210）

《担当：本社 総務課 ○○・電話番号 1234-56-7890》

問い合わせの必要が生じた場合のため

Point

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（電話番号： — — ）	
時間外労働協定 ① 「②以外」の者 ② 1年単位の変形労働時間制（対象期間＞3か月）適用労働者 延長することができる時間数 1年（①については360時間まで、②については120時間まで） 1ヵ月（③については48時間まで） ③ 1ヵ月単位の変形労働時間制（対象期間≤3か月）適用労働者			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヵ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヵ月から6ヵ月までを平均して80時間を超過しないこと。 [チェックボックスに要チェック]			

- ・ 原則的労働時間制
- ・ 1か月単位の変形労働時間制
- ・ フレックスタイム制
- ・ 1年単位の変形労働時間制（対象期間≤3か月）
- ・ 1週間単位の変形労働時間制

などの適用労働者

休日労働協定

時間外労働をさせる
必要のある具体的事由

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

Point

① 「時間外労働をさせる事由」を具体的に記入

記入した事由に限り、時間外労働が可能

記入例

時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類
受注の集中	設計
臨時の受注	機械組立
製品不具合への対応	検査

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算して1年単位で360時間を超えてはならないこと。
[チェックボックスにチェック]

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類		事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
時間外労働	業務の種類 		
休日労働			

Point

①「**職種**」ごとに、**細分化**して記入

②「**有害業務**」は、**区分**して記入

Ⅱ

労働基準法第36条第6項第1号に規定する業務

記入例

業務の種類
 機械組立
 機械組立
 (アーク溶接)

有害業務の法定**時間外労働** ≤ **2時間**／1日

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

有害業務の法定時間外労働 ≤ 2時間 / 1日

有害業務の法定時間外労働は、1日 2時間以内としなければならない。

||

労働基準法第36条第6項第1号（労働基準法施行規則第18条）に規定する業務

- ◆ 坑内労働
- ◆ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ◆ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ◆ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ◆ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ◆ 異常気圧下における業務
- ◆ 削岩機、鋳打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- ◆ 重量物の取扱い等の重激なる業務
- ◆ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における
- ◆ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

事業の種類		事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）
① 下記②に該当しない労働者				
② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者				
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）

時間外労働に関する協定届

労働保険番号

法人番号

労働者数
(満18歳以上の者)

Point

① 法定時間外労働の対象者数を記入

法定時間外労働を行わせる可能性のある人数

労働者数
満18歳
以上の者

30人

5人

記入例

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間を超えてはならない。

[チェックボックスにチェック]

[illegible]

23

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
所定労働時間を超える時間数
(1日)

事業の種類		事業の名称		(〒)		(所在地)	
時間外労働をさせる 日数及び休日労働日数	業務の種類	労働者数 (係長) (以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
				1日	1箇月 (①については33時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年 月 日)
				法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
				Point			
任意項目 1日の所定労働時間超の延長時間を協定した場合に記入							
① 所定時間外労働の1日の最長延長時間数を記入							
② 「業務の種類」ごとに記入							
休日労働	業務の種類	労働者数 (係長) (以上の者)	所定労働時間 (任意)	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

[チェックボックスに要チェック]

時間外労働に関する協定届
休日労働

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(1箇月)

事業の種類	事業の名称	事業の種別	労働者数 (常勤者 以上の者)	所定労働時間 (1日) (1週間)	延長することができる時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)						
時間外労働をさせる 必要のある具体的事業	業務の種別	労働者数 (常勤者 以上の者)	所定労働時間 (1日) (1週間)	延長することができる時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)	法定労働時間を超える時間数 (1箇月)						
Point ① 法定時間外労働の1か月の最長延長時間数を記入 ② 「業務の種類」ごとに記入 ★延長時間数は、必要最小限とするよう努める															
記入例 <table border="1"> <tr> <td>① 下記②に該当しない労働者</td> <td>法定労働時間を超える時間数 15時間</td> <td>上限規制 45時間 以内</td> </tr> <tr> <td>② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者</td> <td>法定労働時間を超える時間数 20時間</td> <td>上限規制 42時間 以内</td> </tr> </table>										① 下記②に該当しない労働者	法定労働時間を超える時間数 15時間	上限規制 45時間 以内	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	法定労働時間を超える時間数 20時間	上限規制 42時間 以内
① 下記②に該当しない労働者	法定労働時間を超える時間数 15時間	上限規制 45時間 以内													
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	法定労働時間を超える時間数 20時間	上限規制 42時間 以内													
休日労働をさせる必要のある具体的事業	業務の種別	労働者数 (常勤者 以上の者)	所定休日 (1週間)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における勤続及び休業の時間										

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
所定労働時間を超える時間数
(1箇月)

Point

任意項目

1か月の所定労働時間超の延長時間を協定した場合に記入

① 所定時間外労働の1か月の最長延長時間数を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

[チェックボックスにチェック]

**延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(1年)**

Point

① 法定時間外労働の1年間の最長延長時間数を記入

記入例

法定労働時間を超え
る時間数

① 下記②に該当しない労働者

250時間

上限規制
360時間 以内

② 1年単位の変形労働時間制
により労働する労働者

150時間

上限規制
320時間 以内

②「業務の種類」ごとに記入

★延長時間数は、必要最小限とするよう努める

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
所定労働時間を超える時間数
(1年)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地		事業の代表者		事業の代表者の氏名		事業の代表者の住所		事業の代表者の電話番号		事業の代表者のメールアドレス	
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (常時雇用 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数 (任意)	1箇月(⑤については33時間まで、⑥については42時間まで)	1年(⑦については360時間まで、⑧については320時間まで)	起算日 (年、月、日)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (常時雇用 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における給食及び給室の時間									

Point

任意項目

1年間の所定労働時間超の延長時間を協定した場合に記入

① 所定時間外労働の1年間の延長時間数を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について109時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

[チェックボックスに要チェック]

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	起算日 （年月日）
時間外労働をさせる 必要がある員数割合	業務の種類	労働者数 （係長・主任以上の者）	1年（Ⅰ）については360時間まで、Ⅱについては320時間まで！ 起算日 （年月日）
		1日 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	
休日労働をさせる 必要がある員数割合	業務の種類	労働者数 （係長・主任以上の者）	1年（Ⅰ）については360時間まで、Ⅱについては320時間まで！ 起算日 （年月日）
		1日 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	

Point

① 上限時間（1か月・1年）を起算する日を記入

起算日

1年間

1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月

協定の有効期間（対象期間）

② 起算日 = 協定の有効期間の初日

「協定の有効期間」欄を
引用した記入方法

記入例

起算日
（年月日）

令和4年4月1日

起算日
（年月日）

「協定の有効期間」の初日

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	（電話番号： — —	Point
① 下記②に該当しない労働者			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		

① 「休日労働をさせる事由」を具体的に記入

記入した事由に限り、休日労働が可能

② 「業務の種類」ごとに記入

休日労働をさせる必要のある具体的な事由

記入例

休日労働をさせる必要のある具体的な事由

受注の集中

臨時の受注、納期変更

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

〔チェックボックスに要チェック〕

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者		時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	Point ①「職種」ごとに、細分化して記入 記入例 業務の種類 設計 機械組立			
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数（平均数）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における給費及び給金の額

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

[チェックボックスに要チェック]

Point

① 法定休日労働の**対象者数**を記入

II

法定休日労働を行わせる**可能性のある人数**

労働者数
満18歳
以上の者

30人

5人

記入例

② 「業務の**種類**」ごとに記入

労働者数
(満18歳以上の者)

労働者数 (満18歳 以上の者)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

[チェックボックスに要チェック]

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

任意項目

① 所定休日を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

Point

所定休日
(任意)

毎週土・日曜日、祝日

年間休日制 (年間104日)

記入例

所定休日
(任意)

所定休日
(任意)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

[チェックボックスに要チェック]

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
記入番号	

Point

① 法定休日労働の**日数**を記入

||

法定休日労働を行わせる**可能性のある最大日数**

② 「業務の**種類**」**ごと**に記入

記入例

労働させることができる
法定休日の日数

1か月に1日

1か月に2日

★休日労働日数は、**必要最小限**とするよう努める

労働させることができる
法定休日の日数

労働させることができる
法定休日の日数

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

[チェックボックスに要チェック]

Point

① 法定休日労働での始業・終業時刻を記入

II

法定休日労働を行わせる可能性のある最長の時間帯

記入した時間帯に限り、休日労働が可能

記入例

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

8:30 ~ 17:30

8:00 ~ 20:00

② 「業務の種類」ごとに記入

★休日労働時間は、必要最小限とするよう努める

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

[チェックボックスに要チェック]

時間外労働 に関する協定届
休日労働

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（電話番号： — — — — — ）	

① 第36条第6項第2号と第3号を遵守することを確認した場合にチェック

▲時間外労働＋休日労働 < **100時間**／月

▲複数月平均（含休日労働） ≤ **80時間**

チェック例

チェックがない協定届は、無効！！

休日労働をさせる必要のある具体的事実	業務の種類	労働者数 （係長級 以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における給資及び給食の費用

チェックボックス

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

上限規制

◆時間外労働 ≤ 720時間／年

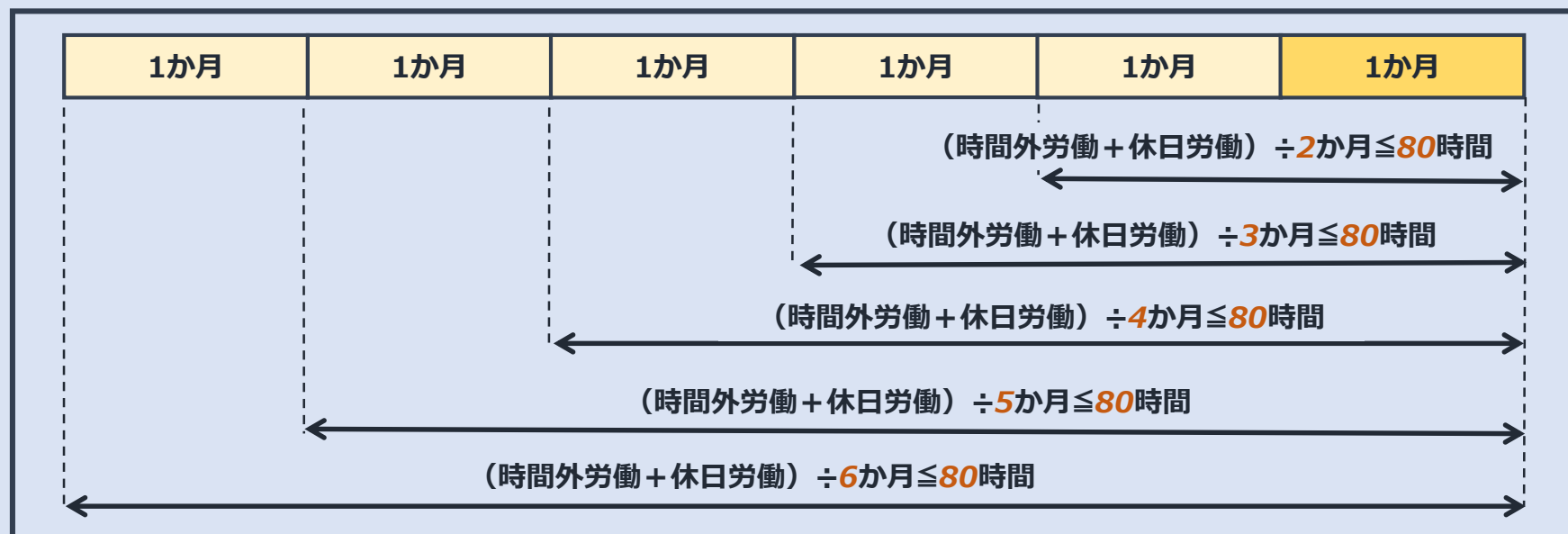
●時間外労働 ≤ 360時間（320時間）／年



●時間外労働 ≤ 45時間（42時間）／月

▲時間外労働＋休日労働 < 100時間／月

▲複数月平均（含休日労働）≤ 80時間



Point

① 「協定の成立日」を記入

＝

労使双方が協議し、協定内容に合意した日（協定の締結日）

協定の成立年月日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに裏チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに裏チェック）

年 月 日

使用者 職名氏名

Point

①【過半数組合がある場合】

「労働組合の名称」・「労働組合での役職名」・「氏名」を記入

記入例

職名 氏名 ○◇▽◇労働組合 執行委員長 (印)

②【過半数組合がない場合】

「事業場での職名」・「氏名」を記入

記入例

職名 氏名 検査課 検査2係 係長 (印)

協定書と協定届を兼ねる場合

「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

③（職名がない場合）「職務名」・「部署・職階」・「職務名・雇用形態」等を記入

記入例

職名 自動車運転手

職名 業務課 一般社員

職名 接客担当 アルバイト

労働者代表者の職名・氏名

協定の成立に基き

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の組合）の届出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を漏出することを明らかにして実施される投票、手続等の方法による示統により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

年 月 日

使用者

職名
氏名

Point

① 労働者の過半数代表者の「選出方法」を記入

「36協定の締結者を選出」することを明らかにした上で、選出することが必要

記入例

選出方法 投票による選挙

選出方法 挙手による選挙

選出方法 持ち回り決議

選出方法 投票による信任

選出方法 挙手による信任

選出方法 回覧による信任

× 使用者（会社）による指名

× 使用者の意向に基づく選出

② 過半数労働組合の場合は、記入不要

労働者の過半数代表者の
選出方法

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定が労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による示統により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

Point

① 労働者側代表が締結当事者要件を充足している場合にチェック

【過半数組合の場合】

事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合であること。

【労働者の過半数代表者の場合】

事業場の全労働者の過半数を代表する者であること。

チェック例



チェックがない協定届は、形式要件不備！！

チェックボックス

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを用らかにして実施される投票、手集等の方法による手
続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに裏チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

Point

① 労働者の過半数代表者が適格性を充足している場合にチェック

【過半数代表者の適格性】

- ☐ 事業場の全労働者の過半数が選任を支持していること。
- ☐ 管理監督者ではないこと。
- ☐ 適正な民主的手続きにより選出されたこと。
- ☐ 使用者（会社）の意向により選出されていないこと。

チェック例



② 過半数労働組合の場合は、チェック不要

チェックがない協定届は、形式要件不備！！

チェックボックス

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、手続の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐（チェックボックスにチェック）

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

Point

① 使用者の「**役職名**」を記入

② 使用者の「**氏名**」を記入

記入例

職名 代表取締役社長
氏名 ○○ ○○ 

協定書と協定届を兼ねる場合
「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

協定書と協定届を兼ねる場合

☐ 署名捺印 ☐ 署名 ☐ 記名押印 ☒ 記名

別途、協定書を作成し、協定届に転記する場合

☐ 署名捺印 ☐ 署名 ☐ 記名押印 ☐ 記名

使用者の職名・氏名

使用者 職名
氏名

Point

① 「届出年月日」を記入

② 郵送で届け出る場合は、「郵便ポストへの投函日」を記入

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者（労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。）☐（チェックボックスに裏チェック）

上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第11条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を漏出することを明らかにして実施される投票、手平等の方法による示統により選出された者でないこと。☐（チェックボックスに裏チェック）

年 月 日

使用者 職名氏名

労働基準監督署長殿

Point

①「対象事業場」を所轄する労働基準監督署名を記入

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同条に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、手平等の方法による示
き選出されたものでないこと。 ☐（チェックボックスに要チェック）

日

使用者

職名
氏名

届出先労基署名

労働基準監督署長殿

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

集約の価値

當做者數
滿 15 歲

延ばすことができる時間数

延長することのできる時間数
及び休日労働の時間数

經理

Point

①「特別条項の発動事由」をより具体的に記入

一時的・突発的に必要のあるものに限定

特別条項の発動は、記入した事由に限定される。

②「業務の種類」ごとに記入

解雇時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

業務の種類

突発的な仕様変更、新システムの導入

設計

製品トラブル・大規模なクレームへの対応

検査

記入例

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を計算した時間数は、1箇月につき100時間未満となければならず、かつその間には休日労働を算入して50時間を超過してはならないこと。

業務の種類

時間外労働
休日労働
に関する協定届（特別条項）

Point

①「職種」ごとに、細分化して記入

記入例

業務の種類

機械組立

検査

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満15歳以上の者)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	時間外労働時間数 (時間外労働時間数に休日労働時間数を加算した時間数。)
限度時間を超過して労働させる場合における手続																
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)														
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐																
(チェックボックスに印チェック)																

労働者数
(満18歳以上の者)

する協定層（特別条項）

Point

① 特別条項の発動対象者数を記入

1

特別延長時間を適用させる可能性のある人数

労働者数
満18歳
以上の者

10人

5人

記入例

②「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(ジェットボッタスに型チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

法定労働時間を超える
特別延長時間数
(1日)

1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、728時間以内に限る。)	
	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数
臨時に限度時間を超える	法定労働時間を超える時間数 (15歳以上の者)	法定労働時間を超える時間数 (15歳以上の者)	法定労働時間を超える時間数 (15歳以上の者)	法定労働時間を超える時間数 (15歳以上の者)
限度時間を超えて労働させる場合における手続				
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)		

Point

任意項目 法定労働時間超の1日の特別延長時間を協定した場合に記入

① 法定労働時間超の1日の特別延長時間を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐

(チェックボックスに裏チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

所定労働時間を超える
特別延長時間数
(1日)

Point

任意項目

1日の所定労働時間超の特別延長時間を
協定した場合に記入

① 所定労働時間超の
1日の特別延長時間を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

所定労働時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び
福祉を確保するための措置

(記入する番号)

(具体的な内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに型チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

特別条項の発動限度回数

Point

① 特別条項の発動限度回数を記入

1箇月の上限時間数を超えて時間外労働をさせる
可能性のある回数

45時間／月（42時間／月）

限度回数 ≥ 6回／年

限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）

4回

6回

記入例

② 「業務の種類」ごとに記入

1 箇月
（時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。）

1 年
（時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。）

起算日
（年月日）

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数

限度時間を超えて労働させることができる回数（10回以内に限る。）

限度時間を超えて労働させることができる時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数（任意）

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

法定労働時間を超える特別延長時間数と
休日労働時間数の合算時間数（1箇月）

Point

① 「法定時間外の1か月の特別延長時間数」と
「休日労働の1か月の最大時間数」の
合算時間数を記入

② 100時間未満とすることが必須

法定時間外労働の1か月の特別延長時間数
+
法定休日労働の1か月の最大時間数
＜ 100時間

③ 「業務の種類」ごとに記入

★ 特別延長時間数は、
限度時間（45時間 or 42時間）に近づけるよう極力努める

1 箇月
（時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。）

1 年
（時間外労働のみの時間数、
728時間以内に限る。）

起算日
（年月日）

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数

法定労働時間を超える時間数
（任意）

法定労働時間を超える時間数
（任意）

法定労働時間を超える時間数
（任意）

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

所定労働時間を超える特別延長時間数と
休日労働時間数の合算時間数（1箇月）

Point

任意項目

1か月の所定労働時間超の特別延長時間を協定した場合に記入

① 「所定時間外の1か月の特別延長時間数」と
「休日労働の1か月の最大時間数」の
合算時間数を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び
福祉を確保するための措置

（記入する番号）

（具体的な内容）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

（チェックボックスに型チェック）

特別延長時間の 割増賃金率 (1箇月)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満15歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、728時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数		
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)

Point

**① 特別延長時間（1箇月）における
時間外労働手当の割増率を記入**

② 25%超となるよう努めて設定

限度時間を
超えた労働に係
る割増賃金率

特別割増賃金率 > 25%

記入例

35%
26%

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇日から1箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐
 (チェックボックスに裏チェック)

③ 「業務の種類」ごとに記入

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

起算日
(年月日)

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種別	労働者数 (満15歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、728時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数 (任意)	法定労働時間を 所定労働時間を 超過する時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 (任意)	法定労働時間を 所定労働時間を 超過する時間数 (任意)	延長することができる時間数 (任意)	法定労働時間を 所定労働時間を 超過する時間数 (任意)
Point ① 特別延長時間（1か月・1年）を起算する日を記入 ② 特別延長時間の起算日 = 36協定の起算日 = 協定の有効期間の初日								
「協定の有効期間」欄を引用した記入方法								
記入例			起算日 (年月日) 令和 * 年 4 月 1 日		起算日 (年月日)		「協定の有効期間」の初日	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐ (チェックボックスに裏チェック)								

57

時間外労働
休日労働に関する協定書（特別条項）

		1日 （任意）		Point	1年 （時間外労働のみの時間数、 720時間以内に限る。）	
					起算日 （年月日）	
① 特別延長時間（1年）における 時間外労働手当の割増率を記入						
② 25%超となるよう努めて設定						
限度時間を超えた労働に係る割増賃金率				特別割増賃金率 > 25%		
記入例				特別延長時間の 割増賃金率 （1年）		
35%						
26%						
③ 「業務の種類」ごとに記入						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から				箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに型チェック）		

① 特別条項の発動手続を記入

記入例

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者との事前協議

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者への事前申入れ

特別条項を適用する場合には、事前に発動手続を行うことが必要

特別条項の発動手続

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び
福祉を確保するための措置

(適用する条項)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した期間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに型チェック)

①「特別条項の発動対象労働者」に対する健康・福祉措置の該当番号を記入

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に**医師による面接指導**を実施すること。
- ② **深夜時間帯**（22時～5時）に労働させる回数を1箇月について**一定回数以内**とすること。
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。（**勤務間インターバル**）
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、**代償休日**又は**特別な休暇**を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、**健康診断**を実施すること。
- ⑥ 年次**有給休暇**についてまとまった日数連続して取得することを含めてその**取得を促進**すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての**相談窓口**を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に**配置転換**をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による**保健指導**を受けさせること。
- ⑩ **その他**

②「①～⑨」の内、1個以上の該当番号を選択記入（⑩のみは、指針不適合）

特別条項発動対象者に対する
健康・福祉の確保措置
(該当番号)

深夜時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに裏チェック)

36協定に関する指針

平成30年9月7日厚生労働省告示第323号

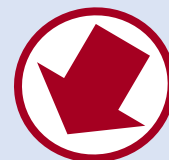
労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針

1 時間外労働・休日労働は、最小限とすること

2 対象業務の範囲を明確化すること

3 特別条項について

- 恒常的な長時間労働は認められないこと
- 限度時間に極力近づけるよう努めること
- 特別割増賃金率を25%超とするよう努めること
- 指針列挙の健康・福祉確保措置を協定することが望ましいこと



4 適用除外業務と適用猶予業種・業務について

- 限度時間を勘案することが望ましいこと

時間外労働
休日労働に関する協定書（特別条項）

Point

①「特別条項の発動対象労働者」に対する健康・福祉措置の具体的内容を記入

記入例

(該当する番号) ③	(具体的内容) 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定
(該当する番号) ②, ⑩	(具体的内容) 深夜勤務回数を制限(月1回以内), 職場での時短対策会議の開催(毎月)

特別条項発動対象者に対する
健康・福祉の確保措置
(具体的内容)

限度時間を超過して労働させる場合における手続

限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び
福祉を確保するための措置

(該当する番号)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに裏チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

	1日 （任意）	1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。）	1年 （時間外労働のみの時間数）
Point ① 第36条第6項第2号と第3号を遵守することを確認した場合にチェック ▲時間外労働＋休日労働 < 100時間／月 ▲複数月平均（含休日労働）≤ 80時間 チェックがない協定届は、無効！！			チェック例 
限度時間を超過して労働させる場合における手続 （該当する番号） （具体的内容）			
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに型チェック）			

1-3 Q&A

Q1

押印原則の見直しにより、労使双方の記名押印・署名は、
不要になったのですか？

36協定書と36協定届を兼ねる場合
労使双方の記名押印・署名が必要となります。

A1

引き続き、36協定は、記名押印・署名など労使双方の合意が
なされたことが明らかとなる方法により締結してください。

協定書と協定届を兼ねる場合

明らかになるような方法
記名押印・署名が必要



届出



別途、協定書を作成し、協定届に転記する場合

明らかになるような方法
記名押印・署名が必要



転記



記名押印・署名不要
記名のみで可

届出



36協定届の記載心得

協定書と協定届を兼ねる場合

本協定をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

労使双方の記名押印・署名など



裏面

記載心得・備考

Q2

労働者数が**10人未満**でも

36協定を締結・届出する**必要**がありますか？

労働者数にかかわらず

時間外労働・休日労働を行わせるのであれば**必要**です。

A2

- 就業規則は、常時労働者数が9人以下の事業場であれば、
作成・届出する必要はありません。
- 就業規則と異なり、時間外労働または休日労働を行わせるのであれば、
事業場の**規模にかかわらず**（例えば、労働者が1人のみの事業場であっても）、
36協定を**締結・届出**することが**必要**です。

Q3

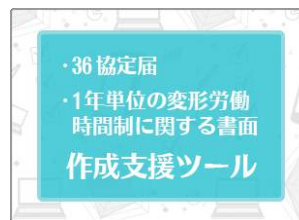
36協定届の様式は、どのように入手すればいいのですか？

- ・（厚労省HP）**主要様式ダウンロードコーナー**から
ダウンロードできます。

主要様式ダウンロードコーナー



- ・また、サイト（スタートアップ労働条件）の**作成支援ツール**を
利用して協定届を作成することもできます。



スタートアップ労働条件



A3

Q4

36協定届の記入欄に記入しきれない場合

どのようにすればいいのですか？

「別紙」に記載して添付することができます。

「別紙」は、**任意様式**となります。

A4



+

別紙

1-3 Q&A

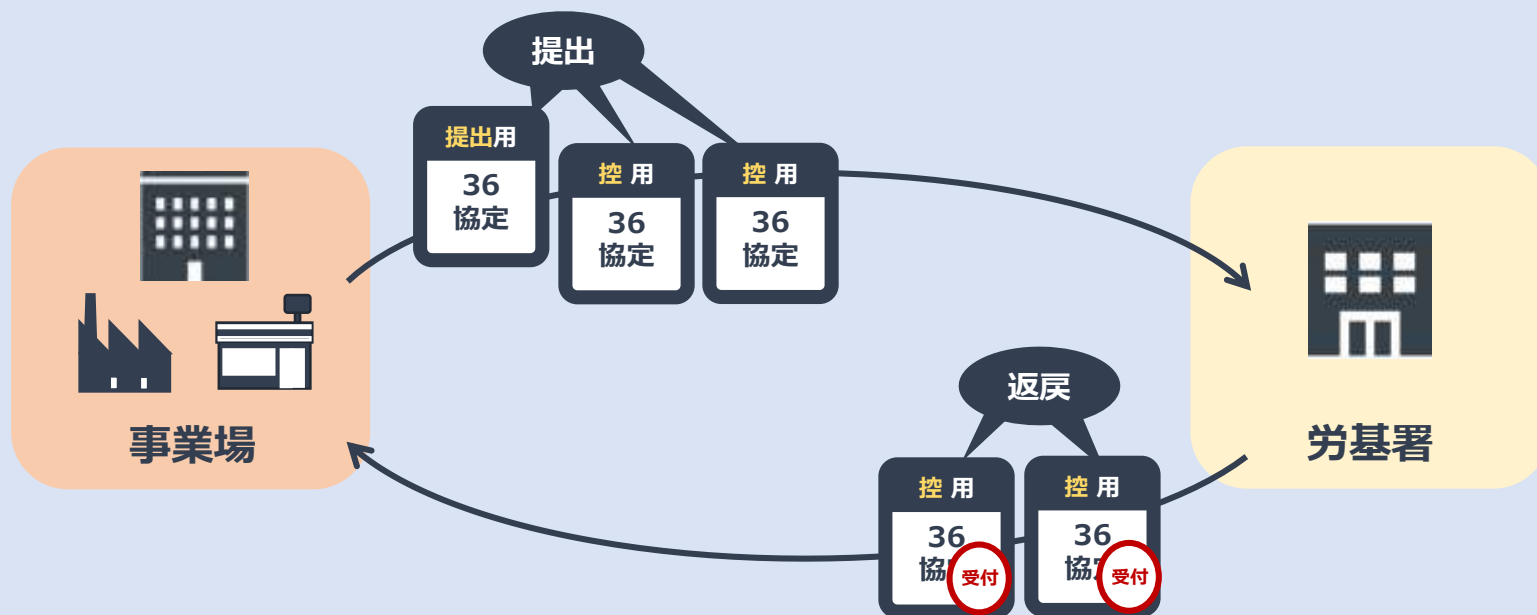
Q5

受付返戻される【控用】を、2部必要とする場合

どうすればよいですか？

3部（【届出用】1部＋【控用】2部）を提出ください。

A5



1-3 Q&A

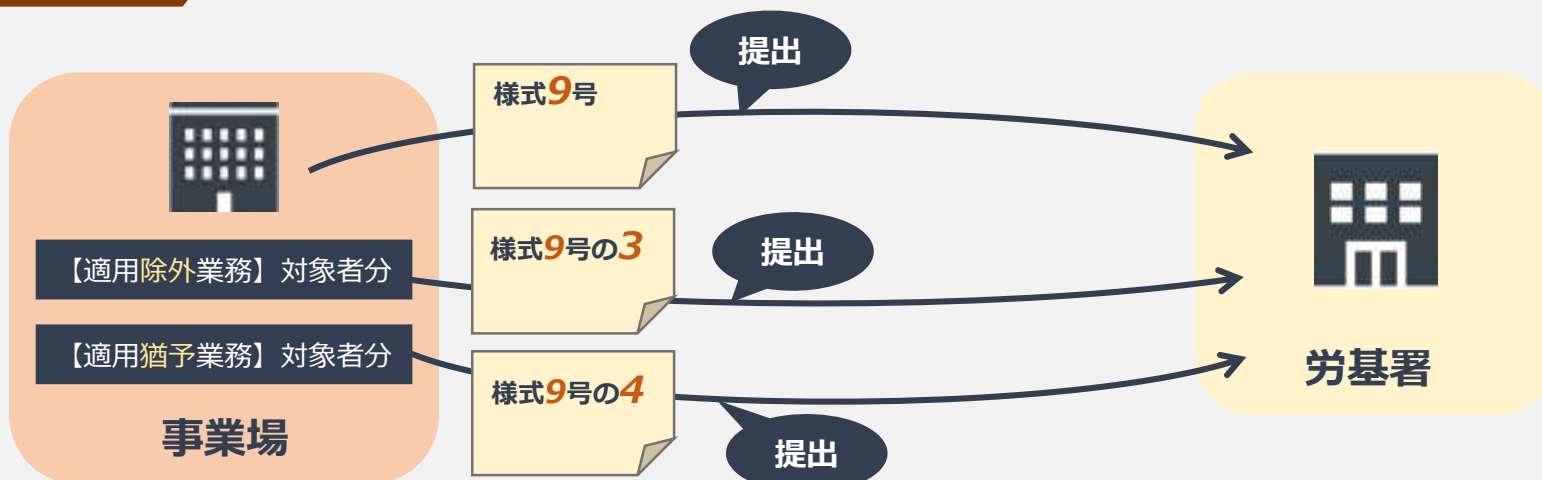
q6

同一事業場で、**上限規制適用者**と**適用除外・猶予対象者**の
それぞれに適用される36協定を締結した場合、
どのように届け出ればよいですか？

上限規制適用者、適用除外対象者、適用猶予対象者の別ごとに
協定届を作成して、届け出ることができます。

A6

例えば…



Q7

上限規制の「適用除外業務」・「適用猶予業種・業務」について、
協定する延長時間数に制限はないのですか？

指針（ガイドライン）により、

限度時間を勘案することが望ましいこととされています。

A7

平成30年9月7日厚生労働省告示第323号 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針

第9条 （適用除外業種、適用猶予業種・業務の）時間外・休日労働協定をする労使当事者は、
労働時間を延長して労働させることができる時間を定めるに当たっては、
限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければならない。

限度時間

- 1か月 ≤ 45時間（42時間）
- 1年間 ≤ 360時間（320時間）

大企業・中小企業

- ・ 建設事業
（含 交通誘導警備業務）
- ・ 自動車運転業務
- ・ 医師

限度時間を勘案することが望ましい

適用猶予

令和 2.4.1～
(2020.4.1～)

令和 6.4.1～
(2024.4.1～)

適用

★【自動車運転業務】は、改善基準が適用

Q8

労働者の過半数代表者を選出する際

管理監督者は、全労働者の人数に算入させるのですか？

管理監督者は、労働者であることから、当然、算入します。

A8

過半数代表者

過半数代表者に投票・信任等した人数

>

労働者の人数（管理監督者を含める）

2



一般労働者



一般労働者



一般労働者



管理監督者

管理監督者は、過半数代表者になることはできません。

q9

有効期間は、「**1年間**」としなければならないのですか？

有効期間は、**最も短い場合**でも「**1年間**」となります。

また、「**1年間**」とすることが**望ましい**とされています。

A9

有効期間 < 1年間 **×**

有効期間 = 1年間 **○**

Q10

36協定届は、**毎年、届出**する**必要**がありますか？

36協定は、有効期間を過ぎると効力が失われますので
時間外労働・休日労働を全く行わせない場合を除き
毎年、届出が必要となります。

A10



Q11

36協定の効力（刑事免罰効力）は、
どの時点から発生するのですか？

所轄労働基準監督署に届出された時点から効力が発生します。

A11

協定締結

協定届出

協定周知

効力発生

Q12

特別条項を発動する場合、労基署への届出・報告が必要ですか？

- 労基署への届出・報告は、**不要**です。
- 事業場にて
 - ・「**発動手続に関する記録**」と
 - ・「**健康・福祉確保措置の実施状況**」
 の記録を作成して**保存する必要があります**。

A12

【例】労使協議の場合

特別条項発動協議書

時間外労働・休日労働に関する協定に基づき、下記のとおり特別条項の発動を協議した。

記

- 1 対象労働者 設計課 ●●●●
- 2 特別条項の発動事由 突発的な仕様変更のため
- 3 特別条項発動期間 ●年●月●日～●年●月●日
- 4 特別延長時間 1ヵ月60時間以内（含休日労働）
- 5 健康福祉確保措置

特別条項発動期間中、11時間の勤務間インターバルを適用

協議年月日 ●年●月●日

労働者代表 ●●●● 印
代表取締役 ●●●● 印

【例】通告の場合

特別条項発動通知書

●年●月●日

労働者代表 ●●●● 様

代表取締役 ●●●● 印

時間外労働・休日労働に関する協定に基づき、下記のとおり特別条項を発動しますので通知します。

記

- 1 対象労働者 検査課 ●●●●
- 2 特別条項の発動事由 大規模なクレーム対応のため
- 3 特別条項発動期間 ●年●月●日～●年●月●日
- 4 特別延長時間 1ヵ月80時間以内（含休日労働）
- 5 健康福祉確保措置
●年●月に特別休暇(有給)3日間を付与する

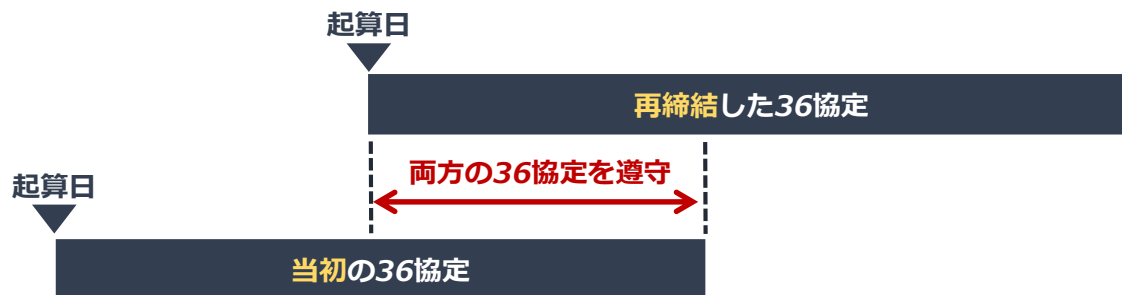
Q13

対象期間の途中で、起算日を変更することは可能ですか？

原則、対象期間の途中で、**起算日を変更することはできません。**

起算日を変更する場合には、

- ・ 36協定を再締結し、**再締結した36協定を遵守**するとともに
- ・ **当初の36協定**の内容も、引き続き**遵守**する
必要があります。



A13

Q14

36協定届の手続きについての相談先はありますか？

愛知働き方改革推進支援センターでは、

無料で、36協定の受付方法などの相談に対応しています。

A13

「36協定」の受付方法
が分からない...

無料 お早目に ご相談を

愛知働き方改革推進支援センターでは、
36協定の受付方法などの相談に対応します。



#1

協定届の提出は、**電子申請の利用**をご検討ください。

● 電子申請 による手続 ●

e-Gov（イーガブ）のHPから電子申請を利用できます。

e Gov

検索

e-Gov利用者サポートデスク

- 電話番号 050-3786-2225（通話料金にご利用の電話回線により異なります。）
- 受付時間 4・6・7月 平日 9:00～19:00 ・ 土日祝日 9:00～17:00
5・8～3月 平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を休止）
- Webお問い合わせ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

e-Gov



1-4 お願い

#2

【紙媒体により届け出する場合】

記入漏れのないように、ご注意ください。

記入漏れの多いところ

① 起算日

③ 労働者の過半数代表者の選出方法

※ 過半数労働組合の場合は、記入不要

② 労働者代表者の職名

#3

【紙媒体により届け出する場合】

様式の【記載心得・備考】は、添付しないでください。

届出不要

記載心得・備考

1-4 お願い

#4

【紙媒体により届け出する場合】

【届出用】と【控用】の別を表示してください。

労基署提出用に 届出用 と朱書き表示

事業場控用に **控用** と朱書き表示

事業場控用が**2部以上**の場合には、**番号を付記**

控用1

控用2

• • •

[illegible]

控 印

帳簿用紙を「原簿」及び「複製簿」

毎箇月毎箇日二箇する按定簿

作 日 簿

分類科目番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

科目番号欄 1桁目 2桁目 3桁目 4桁目 5桁目 6桁目 7桁目 8桁目 9桁目 10桁目

科目番号欄	科目名	取引内容	金額		摘要
			借方	貸方	
1000	現金				
1010	現金				
1020	現金				
1030	現金				
1040	現金				
1050	現金				
1060	現金				
1070	現金				
1080	現金				
1090	現金				
1100	現金				
1110	現金				
1120	現金				
1130	現金				
1140	現金				
1150	現金				
1160	現金				
1170	現金				
1180	現金				
1190	現金				
1200	現金				
1210	現金				
1220	現金				
1230	現金				
1240	現金				
1250	現金				
1260	現金				
1270	現金				
1280	現金				
1290	現金				
1300	現金				
1310	現金				
1320	現金				
1330	現金				
1340	現金				
1350	現金				
1360	現金				
1370	現金				
1380	現金				
1390	現金				
1400	現金				
1410	現金				
1420	現金				
1430	現金				
1440	現金				
1450	現金				
1460	現金				
1470	現金				
1480	現金				
1490	現金				
1500	現金				
1510	現金				
1520	現金				
1530	現金				
1540	現金				
1550	現金				
1560	現金				
1570	現金				
1580	現金				
1590	現金				
1600	現金				
1610	現金				
1620	現金				
1630	現金				
1640	現金				
1650	現金				
1660	現金				
1670	現金				
1680					

1-4 お願い

#5

【紙媒体により届け出する場合】

【届出用】と【控用】ごとに、編綴の上、提出してください。

編綴

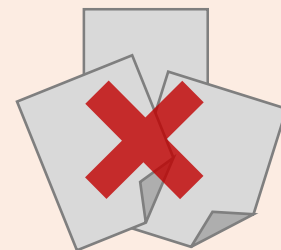
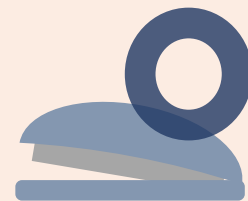


【届出用】

編綴



【控用】



1-4 お願い

6

【様式第9号の2を紙媒体により届け出する場合】

【労働保険番号・法人番号】の欄があるものを**1枚目**（表紙）
【特別条項】のものを**2枚目**として、編綴してください。

[illegible][illegible]時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）[illegible]

1-4 お願い

#7

【紙媒体により届け出する場合】

他の届出書類（1年変形協定届 など）と編綴しないでください。



編綴



編綴



編綴



1-4 お願い

#8

【社会保険労務士による**提出代行等**で、紙媒体により届け出する場合】

明瞭に社会保険労務士の**氏名・電話番号**を表記してください。

【例】提出代行の場合

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
	提出代行者の表示	社会保険労務士 ●●●●	0123-45-6789

【例】事務代理の場合

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
	事務代理者の表示	社会保険労務士 ●●●●	0123-45-6789

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
不明瞭	表示	社会保険労務士 ●●●●	0123-45-6789

#9

【郵送による届け出する場合】

事業場名・届出文書名・部数を記載した**送付状**を同封してください。

【例】

送付状

●年●月●日

名古屋南労働基準監督署 方面 御中

株式会社●●●● 本社
総務課●●係（担当●●）
電話 0123-45-6789

下記書類を送付します。

記

「株式会社●●●● ●●工場」

- ・ 36協定届（届出用） 1部
- ・ 36協定届（控用） 1部

【例】 社会保険労務士による**提出代行等**の場合

送付状

●年●月●日

名古屋南労働基準監督署 方面 御中

●●●●社会保険労務士事務所
社会保険労務士 ●●●●
電話 0123-45-6789

下記書類を送付します。

記

「株式会社●●●● ●●工場」

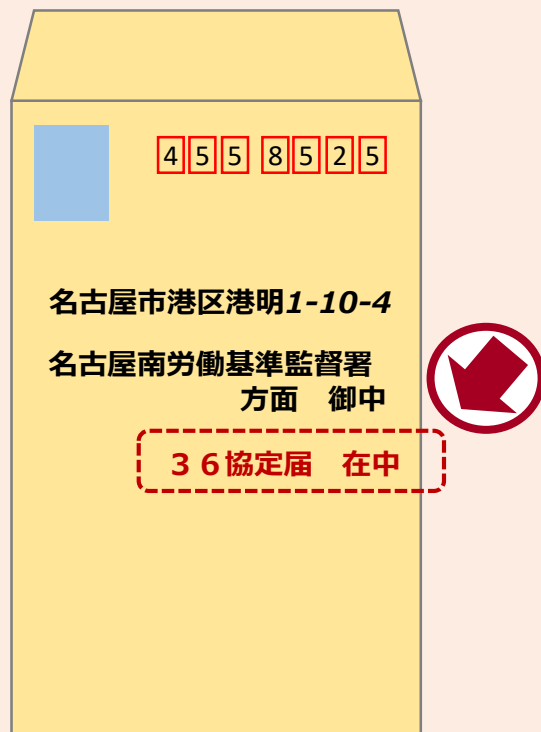
- ・ 36協定届（届出用） 1部
- ・ 36協定届（控用） 1部

#10

【郵送による届け出する場合】

送付封筒に、「**36協定届 在中**」と**朱書き**により表記してください。

【表】



1-4 お願い

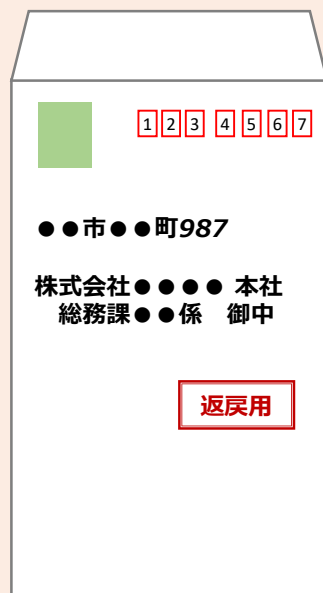
#11

【郵送による届け出する場合】

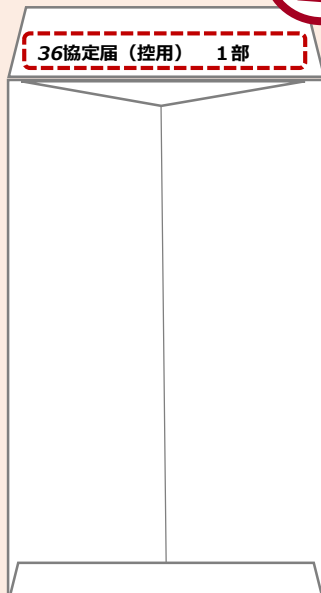
返戻用封筒のフラップ（糊付けする部分）に

①返戻する書類名・②返送部数・③事業場名（※）を表記してください。

【表】

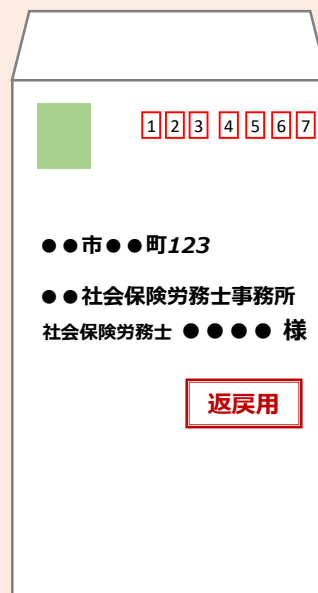


【裏】

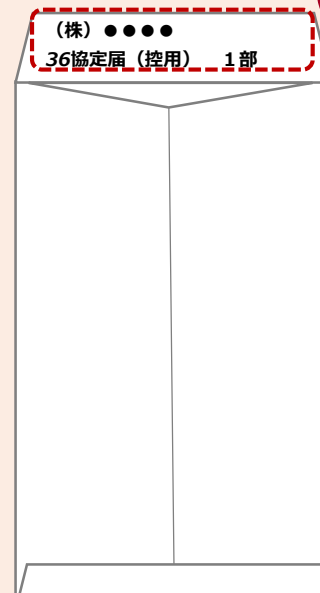


【例】 社会保険労務士による提出代行等の場合（※）

【表】



【裏】

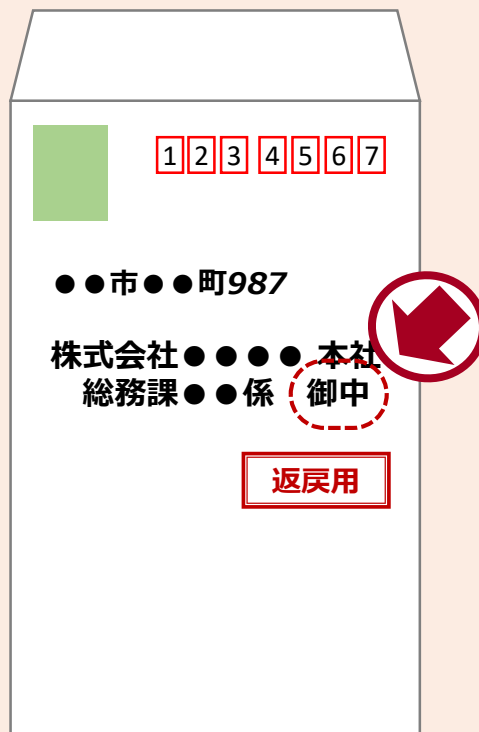


#12

【郵送により届け出する場合】

返戻用封筒の宛名の末尾は、「行」や「宛」ではなく、
「様」または「御中」と記載してください。

【表】

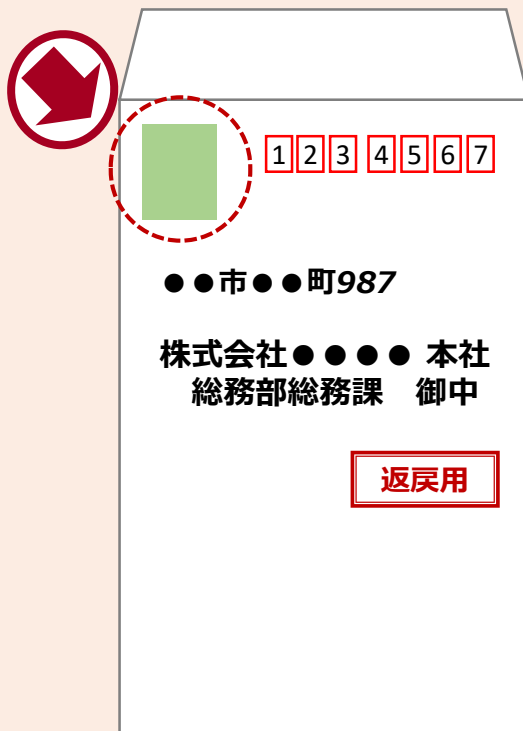


#13

【郵送により届け出する場合】

返戻用封筒には、返戻郵送分の切手を貼付してください。

【表】



労働基準法届出手続講習会

■ 内容 ■

- 1 時間外・休日労働に関する協定届の書き方と届出方法
- 2 中小企業に適用される割増賃金率引上げにともなう手続

2 中小企業に適用される割増賃金率引上げにともなう手続

2-1 割増賃金率引上げとは？

2-2 割増率引上げにともなう必要な手続

① 就業規則の変更手続

② 労働条件の書面明示

2-1 割増賃金率引き上げとは？

中小企業の猶予措置が令和5年3月31日に終了

1か月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げ

現行

令和5年（2023年）3月31日 まで

1か月60時間超の割増賃金率

大企業は、50%以上

★中小企業は、25%以上

★限度時間（45時間または42時間）を超過した時間外労働については、割増賃金率を25%超とするよう努めなければならないこととされています。（36協定指針）

	1か月の時間外労働時間数	
	60時間以内	60時間超過
大企業	25%以上 限度時間超過 25%超〈努力〉	50%以上
★中小企業	25%以上 限度時間超過 25%超〈努力〉	

改正

令和5年（2023年）4月1日 から

1か月60時間超の割増賃金率

大企業は、50%以上

★中小企業も、50%以上

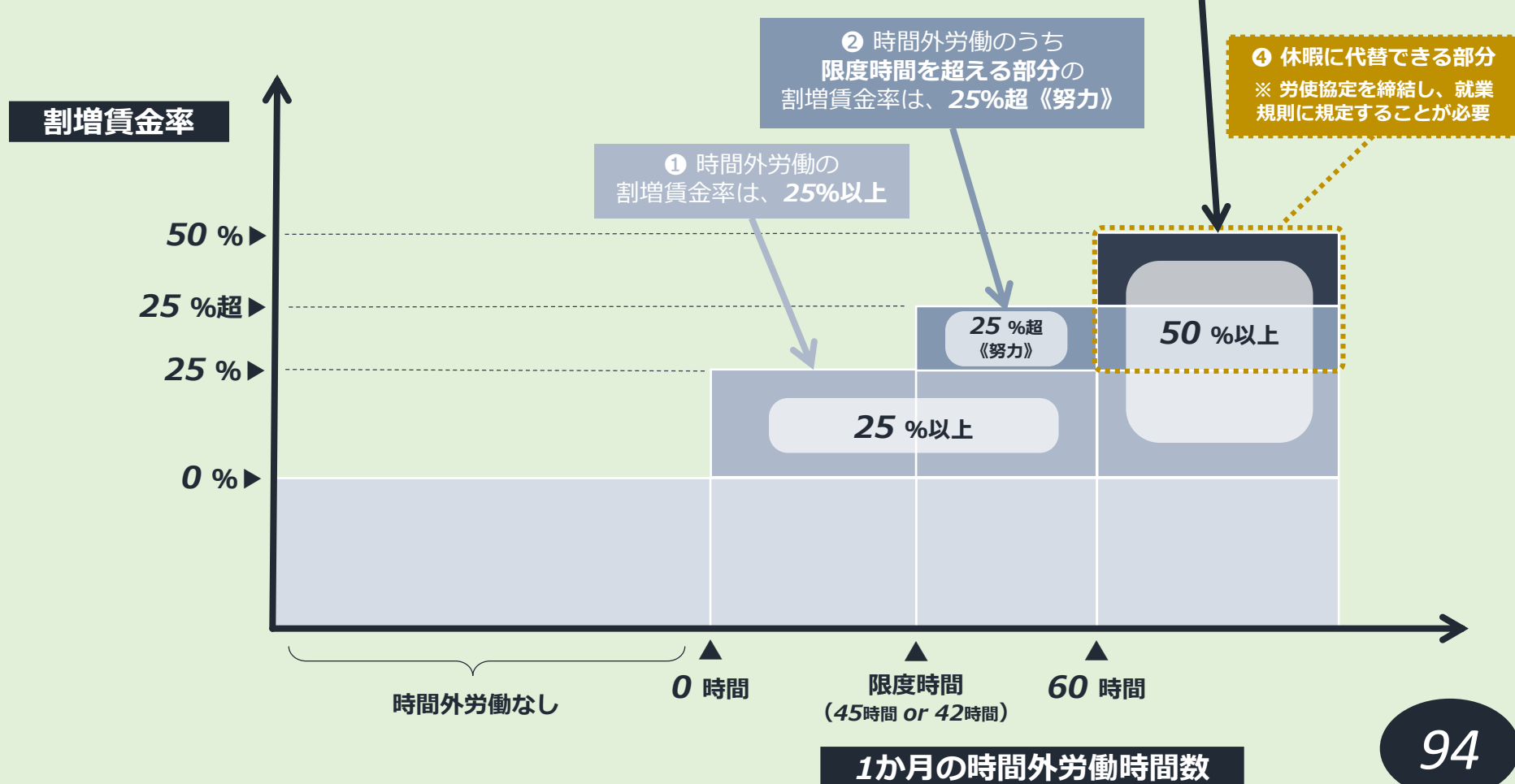


全ての事業場で、50%以上

	1か月の時間外労働時間数	
	60時間以内	60時間超過
大企業 ★中小企業	25%以上 限度時間超過 25%超〈努力〉	50%以上

2-1 割増賃金率引き上げとは？

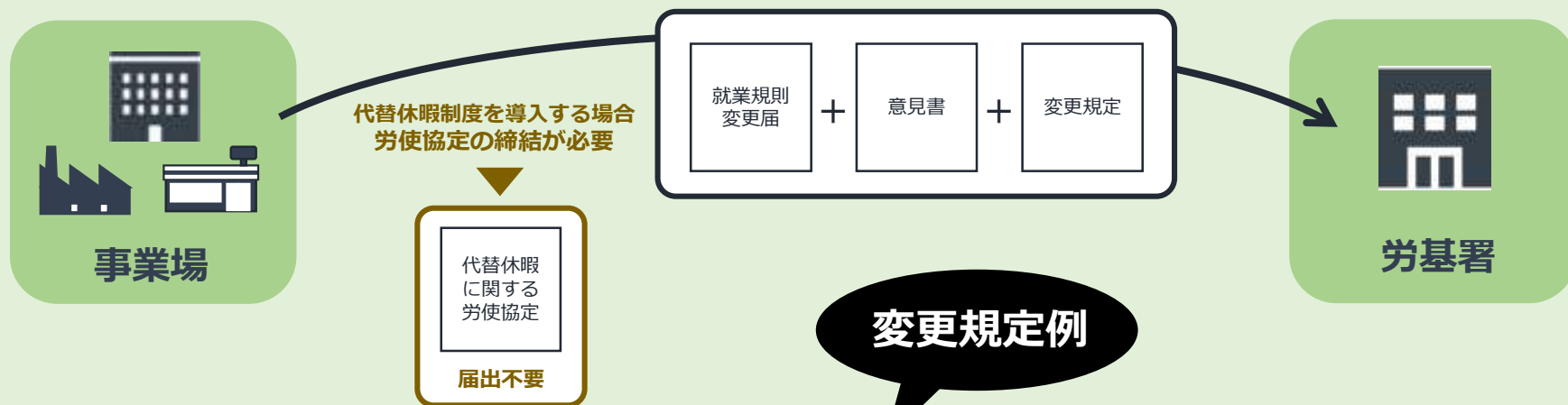
- ① 時間外労働には、**25%以上**の割増賃金の支払が必要
- ② 時間外労働のうち**限度時間超の部分**は、**25%超**の割増賃金を支払うよう**努力**
- ③ 時間外労働のうち**月60時間超の部分**は、**50%以上**の割増賃金の支払いが必要
- ④ 時間外労働のうち**月60時間を超え 25%超の割増賃金を支払う部分**は、**労使協定を締結して、代替休暇(有給)の付与による代替可**



2-2 割増率引上げにともなう必要な手続

① 就業規則の変更手続き

就業規則を変更し、届出が必要



モデル就業規則



(割増賃金)

第〇〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、
次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。
この場合の1か月は毎月〇日を起算日とする。

- ① 時間外労働45時間以内・・・25%
- ② 時間外労働45時間超～60時間以内・・・35%
- ③ 時間外労働60時間超・・・・・・50%

変更箇所

(以下、略)

② 労働条件の書面明示



3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

イ 所定時間外、法定超	月 4 5 時間以内	(2 5) %
	月 4 5 時間超～6 0 時間以内	(3 5) %
	月 6 0 時間超	(5 0) %
所定超	(0) %	

労働基準法届出手続講習会

終